

子ども・子育て支援法（一部抜粋）

（平成24年8月22日号外法律第65号）

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 （略）

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、[第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合](#)にあつては[その意見を](#)、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 （略）

（平二八法四七・平三〇法六六・令元法七・一部改正）

（特定地域型保育事業者の確認）

第四十三条 1～3 （略）

4 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、[第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合](#)にあつては[その意見を](#)、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（特定乳児等通園支援事業者の確認）

第五十四条の二 1～2 （略）

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、[第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合](#)にあつては[その意見を](#)、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 1～6 （略）

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、[第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合](#)にあつてはそ

の意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8～10（略）

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第四項に規定する事項を処理すること。

三 第五十四条の二第二項の規定による特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関し、同条第三項に規定する事項を処理すること。

四 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

五 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4～5（略）